

「重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理」

藤本和也

1. はじめに

生損保各社は、保険契約締結後に当該保険契約の契約者や被保険者等が反社会的勢力（以下、「反社」という。）に該当することが判明した場合において保険契約から反社を排除するため、保険約款に暴力団排除条項¹（以下、「暴排条項」という。）を導入した。暴排条項は、いずれも保険法の重大事由解除における包括条項（保険法30条3号、57条3号、86条3号）の具体化であると整理された²。

もっとも、重大事由解除（およびその具体化である暴排条項）に基づく反社排除の機能や限界は未だ十分に明らかにされてはいない。反社に属する者はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有することを根拠として反社属性のみで「信頼関係破壊」要件が充足され重大事由解除権行使が可能であるとする立場においても、個別属性と重大事由解除権行使の関係については検討がなされていない。また、旧約款契約および旧々約款契約³の解除については行為要件その他の事情を

¹ 厳密に言えば、「反社会的勢力」は「暴力団」を包摂する広い概念であるが、暴力団は反社会的勢力の中心といえることから、本稿では暴力団排除条項を「反社会的勢力排除を目的とした条項」の意味で用いる。

² 藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌 621号（2013）99頁参照。「組織的に統制された状態で違法・脱法的手段を用いて経済的利益を獲得する反社に所属する者は、犯罪行為に手を染めることが約束された存在であり、将来、保険金の不正請求に関与する蓋然性は通常人に比べて相当に高い」のであって、「反社に属すること自体で保険金の不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えることは、モラル・リスク排除を念頭に置く重大事由解除の趣旨に反しない。保険者は、保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わないことを信頼して保険契約を締結するのであり、保険契約者等が将来において保険金の不正取得等を行う蓋然性が高い集団に属すること自体、保険者との信頼関係を破壊する事情であるというべき」ことから、反社属性のみで信頼関係が破壊されることにより重大事由解除権の行使を可能とする見解である。

この見解は、保険法における重大事由解除の包括条項を根拠に保険契約から反社を排除する。暴排条項導入後の新約款契約であれば重大事由解除の具体化である暴排条項を直接の根拠として、暴排条項導入前の旧約款契約および旧々約款契約であれば保険法を直接の根拠として（保険法附則3条1項により重大事由解除は遡及適用される。）、保険契約からの反社排除を可能とする（すなわち、暴排条項が存在しない場合であっても、理論上は反社属性のみに基づく重大事由解除権行使が可能である。また、暴排条項は重大事由解除の包括条項の枠内にあれば適法であると考えられることになる。）

³ 藤本・前掲註2）105頁註51）においては、「旧約款には、保険法施行後の約款で重大事由解除に関する条項が導入されたものと、保険法施行前の約款で重大事由解除に関する条項が

考慮すべきとの見解も見られるが、保険契約者等の行為を考慮し得るとしても如何なる性質の行為であれば考慮可能かについては検討の余地がある。更には、対立抗争、反社排除の社会的要請、公序良俗違反といった要素が「信頼関係破壊」要件に影響を及ぼすのか否かは未だ明確とは言えない。そもそも、反社属性のみをもって重大事由解除権行使が可能とすべきか否かについては議論の余地があるところ⁴、近時、反社属性のみに基づく重大事由解除権の行使の可否に関する新たな見解が示された⁵。それらの論拠を手がかりとして、重大事由解除における「信頼関係破壊」とは何かを明確にする必要があると思われる。

以上の点に検討を加え、重大事由解除の包括条項および「信頼関係破壊」要件の機能や限界を明確化するための一助となるとともに、反社属性のみに基づく重大事由解除権（およびその具体化である暴排条項）行使の正当化を試みる事が本稿の目的である。

2. 重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理の展開

(1) 個別属性と「信頼関係破壊」

導入されていない約款が考えられる」としたが、厳密には、重大事由解除条項が導入されていない保険法施行前の約款に基づく契約と重大事由解除条項が導入されている保険法施行後から暴排条項導入までの約款に基づく契約に二つが存在する。そこで、保険法施行前の約款に基づく契約を「旧々約款契約」、保険法施行後暴排条項導入前の約款に基づく契約を「旧約款契約」、暴排条項導入後の約款に基づく契約を「新約款契約」とよぶことにしたい。

⁴ 属性のみに基づく重大事由解除権行使については、宮根宏一「片面的強行規定の『趣旨』との抵触に関する判断と脱法行為論」保険学雑誌 614号 5頁註12（2011）、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権—重大事由による解除の適用場面を中心に」『石川正先生古希記念論文集 経済社会と法の役割』（株式会社商事法務・2013）838頁、山下友信＝永沢徹編『論点体系保険法 1（総則、損害保険）』288頁〔山下典孝〕（第一法規・2014）、山下友信＝永沢徹編『論点体系保険法 2（生命保険、傷害疾病定額保険、雑則）』215頁〔山下典孝〕（第一法規・2014）参照。

⁵ 反社属性のみに基づく重大事由解除権行使の可能性に言及するものとして、落合誠一監修・編著『保険法コンメンタル（傷害保険・傷害疾病保険）第2版』177頁〔榊素寛〕（公益財団法人損害保険事業総合研究所・2014）、天野康弘「重大事由解除と反社会的勢力の排除について」保険学雑誌 629号（2015）181頁参照。

一方、反社属性のみに基づく重大事由解除権行使に疑問を呈するものとして、潘阿憲「生命保険契約と重大事由解除」生命保険論集 192号（2015）20頁以下参照。この見解は、「反社会的勢力に属すること自体で保険金の不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えるのは、短絡的すぎるように思われる。」「保険契約者等が反社会的勢力であること、または反社会的勢力との間に一定の関係性を有することが、ただちに保険者の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とすると評価してよいのか、なお慎重に検討すべきではなかろうか。」と指摘する。

反社属性のみで「信頼関係破壊」要件が充足されると考えるか否かは、保険契約からの反社排除の実務に重大な影響を及ぼすことから、今後も慎重に検討されるべき課題である。

反社該当者は保険金の不正請求に関与する高度の蓋然性を有することを根拠として反社属性のみに基づく重大事由解除権行使は保険法上許容され得るとする考え方は属性とモラル・リスクとの関連性を理論上の前提としており、モラル・リスクと関連性を有しない属性のみに基づく重大事由解除権行使は許容されないこととなるが、個別属性と「信頼関係破壊」の関係については十分に検討されていない。そこで、個別属性とモラル・リスクとの関連性について検討を行う。

従来、反社属性に基づく重大事由解除権行使の可否は、反社の代表である暴力団を念頭に置いて検討されてきた。もともと、反社には、「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団準構成員」、「暴力団関係企業」だけでなく、「総会屋等」、「社会運動等標榜ゴロ（政治活動標榜ゴロ・えせ右翼、えせ同和等）」、「特殊知能暴力集団等」、「その他これらに準ずる者」なども該当する⁶。保険約款は、例えば、「暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。」と反社を定義しており⁷、「その他の反社会的勢力」には、文言上、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ（政治活動標榜ゴロ・えせ右翼、えせ同和等）、特殊知能暴力集団等、準暴力団、その他これらに準ずる者が含まれ得ることになる。

これらのうち、暴力団⁸、暴力団員⁹、暴力団準構成員¹⁰、暴力団関係企業（フロント企業）¹¹は、従来から反社として検討を行ってきた対象であり、モラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する存在であると位置付けることになる。また、準暴力団¹²は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが「暴力団に準ず

⁶ 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課・組織犯罪対策企画課「平成 26 年の暴力団情勢」参照。

⁷ 共栄火災海上保険株式会社「総合自動車保険（KAPくるまる）」（平成 27 年（2015 年）10 月 1 日～）普通保険約款第 5 章第 13 条参照。

⁸ その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいう。

⁹ 暴力団の構成員をいう。

¹⁰ 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。

¹¹ 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

¹² 暴力団に準ずる集団であり、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っているところ、こうした暴力団に準

る集団」であることから、同様に考えてよいと思われる。

ただ、特殊知能暴力集団等¹³は、「暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核」であり、いわゆる振り込め詐欺等を行っている集団又は個人であるが、これらの者が直ちにモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有するとのか否かは、暴力団との距離や一体性により異なる可能性がある。また、共生者¹⁴は、「暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者」であるが、その外延は広く曖昧であり多様な者が含まれ得る。「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係」を有する者である密接交際者¹⁵も同様である。これらについては、モラル・リスクとの関連性につきデータ集積および分析検討を行っていく必要があると思われる。

一方、総会屋¹⁶、会社ゴロ¹⁷、新聞ゴロ¹⁸については、該当者が直ちにモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する者であると評価することには疑問が残る。これらは確かに違法行為を行う高度の蓋然性を有する者ではあるが、モラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する者であると評価することは難しいと思われる。社会運動標ぼうゴロ¹⁹、政治活動標ぼうゴロ²⁰についても同様であろう²¹。

ずる集団に属する者をいう（平成25年3月7日警察庁刑事局組織犯罪対策部通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」参照。）。

¹³ 上記に掲げる者（筆者註：暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ）以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

¹⁴ 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

¹⁵ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者をいう。

¹⁶ 単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者をいう。

¹⁷ 総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者をいう。

¹⁸ 総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者をいう。

¹⁹ 社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

²⁰ 政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

²¹ 現在の暴排条項は「その他の反社会的勢力」に該当すれば重大事由解除権行使を可能とし

反社属性を有する者はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有することを前提に属性のみで「信頼関係破壊」要件が充足され重大事由解除権行使が正当化されるとする立場においては、属性とモラル・リスクの関連性が理論上極めて重要となる。モラル・リスクとの関連性を有しない個別属性に基づく重大事由解除権行使は困難である。個別の属性を有する保険契約者等とモラル・リスクの関連性が切断された場合には、当該属性のみに基づき重大事由解除権を行使することは許容されない。仮に、暴力団員とモラル・リスクの関連性が切断される事態が生じるならば、暴力団員という属性のみに基づき重大事由解除権の行使は認められないことになるだろう。一方、例えば、保険金詐欺を実行するグループに加入している者については、そのような属性のみで「信頼関係破壊」要件が充足され重大事由解除権を行使する余地を認めることになると思われる²²。

（２）保険契約者等の行為と「信頼関係破壊」

反社属性のみで「信頼関係破壊」要件が充足され重大事由解除権行使が認められるとする立場においても、反社属性に加えて保険契約者等の行為を加味して「信頼関係破壊」要件を判断することは妨げられない。では、保険契約者等が「暴力的な要求行為」、「法的な責任を超えた不当な要求行為」、「取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は、暴力を用いる行為」、「風説を流布し、偽計を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為」、「その他、これらに準ずる行為」²³を行った場合、何ら制限なく直ちに「信頼関係破壊」が導かれると考えてよいのだろうか。

保険者と保険契約者等の間の「信頼関係」は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わないこと」を前提とし

ているが、「モラル・リスクと関連性を有する反社」のみが「その他の反社会的勢力」に該当すると限定解釈して運用することにより保険法上の許容性は維持されると考えられる。現在の暴排条項は過度に曖昧なものではなく、限定した運用を行うことによりその適法性は依然として維持されると考えられる。（ただし、「モラル・リスクと関連性のない個別属性」のみに基づき重大事由解除については無効となる。）。今後、約款に排除対象となる個別属性を明示することも考えられるが、暴排条項の明確化の観点からは望ましいといえるだろう。

²² 反社属性のみに基づき重大事由解除の根拠を、モラル・リスクではなく、反社が公序良俗に反する存在であること等に置く場合には、上記と異なる帰結が導かれることになる。

²³ これらの行為が存在した場合、行為要件（「暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為を行う団体または個人」）を具備することになる。

ている。とすると、暴力的要求行為や不当要求行為が保険者との信頼関係を破壊するものであると評価されるためには、当該行為がモラル・リスクとの関連性を有する必要があるだろう。一方、モラル・リスクとの関連性を有しない暴力的要求行為や不当要求行為（例えば、募集者や営業担当者との個人的トラブルを根拠に保険会社にも因縁をつけ慰謝料や示談金を獲得しようとする行為など、悪質クレーマーと同様の行為が想定される。）が「信頼関係破壊」要件の存在を基礎づける事情となり得るか否かについては、慎重な検討が必要となるだろう（保険金支払担当者の態度や言葉尻に因縁をつけ脅迫的言辞を伴って保険金増額を要求する行為などは、モラル・リスクとの関連性があるといえよう。）。

仮に、モラル・リスクと関連性を有しない行為を「信頼関係破壊」要件の存否を判断する基礎事情に含め得るとした場合、保険者との「信頼関係」は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わないこと」を超えて、より広く、「保険契約者等がモラル・リスクとの関連性を有しない暴力的要求行為や不当要求行為などを行わないこと」まで含むものに変容してしまう危険がある（もっとも、モラル・リスクと関連性を有しない行為は「信頼関係破壊」要件を基礎づける事実とはならないが、「契約継続の困難性」要件を基礎づける事実になり得る。）。

以上より、「信頼関係破壊」要件の存否の判断において保険契約者等の行為を考慮し得るものの、モラル・リスクと関連性を有しない暴力的要求行為や不当要求行為を考慮することはできないと考えるべきである²⁴。

²⁴ 「既契約については、暴力団等の属性要件だけでなく、行為要件も勘案し、重大事由解除の包括条項に該当するか他のモラルリスク事由とともに総合的に判断することにならざるを得ない」とする指摘がある（犬塚＝加藤＝尾崎『暴力団排除条例と実務対応』195頁〔渡邊雅之〕（青林書院・2014））。仮に、この指摘の趣旨が、反社が関係する旧約款契約および旧々約款契約につき重大事由解除権を行使するためには属性要件に加えて行為要件の具備（実際に行為が存在した事実）を必要とするものであれば妥当でない。

もっとも、上記指摘は既契約に変更後の約款の効力が及ぶか否かに関するものである。別途、「暴排条項の規定されていない旧約款契約についても、包括条項により解除が可能である」と記載されており、既契約について重大事由解除権を行使する際には、「旧約款契約について、理論的には属性要件に該当すれば解除は可能であるが、契約時において暴排条項が存在しなかったことや、これまで契約が継続し、保険料が支払われてきたことに鑑みて、属性要件のみでなく、行為要件その他の事情を考慮し、慎重に検討する必要がある」と記載されていることから（同219頁）、上記指摘は属性要件で足りるが、行為要件その他の事情をも考慮し、慎重に検討する必要があるとの趣旨で理解すべきであろう。

3. 「信頼関係破壊」の根拠

(1) 対立抗争は「信頼関係破壊」の根拠となるか

近時、暴力団は「全人格的包括的な服従統制下の団体の構成員同士が、不可避免地、組織的対応として暴力行為を伴った対立抗争を発生せしめる」ことから「保険契約の相手方に求められる特別の善意と信義誠実を期待することは到底できない」のであって、「保険者は、暴力団員など反社に属する者に対し、信頼関係をそもそも構築できない。したがって、両者の間には『信頼を損ない』以前に『信頼関係は存在せず』、『契約の存続は困難』どころか『契約の締結からしてそもそも不可能』という帰結」になり、「既存保険契約においても属性のみで解除できると解することが理論的帰結である」とする見解が示された²⁵。この見解において注目すべきは、暴力団による違法な資金獲得活動とならんで暴力団による組織的な対立抗争を、「保険契約の相手方に求められる特別の善意と信義誠実を期待することは到底できない」ことの根拠としている点、および、反社該当者との間には「契約の締結からしてそもそも不可能」とする点²⁶にある。

²⁵ 天野・前掲註5) 181頁参照。

この見解は、「集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員が、団体の威力を利用して、多様化・不透明化した活動実態のもとで多種多様な資金獲得活動を行い利益の獲得を追求し、その際に、他の団体と緊張関係が生じれば、全人格的包括的な服従統制下の団体の構成員同士が、不可避免地、組織的対応として暴力行為を伴った対立抗争を発生せしめるというものである」ことから、「保険契約の相手方に求められる特別の善意と信義誠実を期待することは到底できないと評価せざるをえない」として、「保険者は、暴力団員など反社に属する者に対し、信頼関係をそもそも構築できない。したがって、両者の間には『信頼を損ない』以前に『信頼関係は存在せず』、『契約の存続は困難』どころか『契約の締結からしてそもそも不可能』という帰結になる」とする。

²⁶ この見解が「契約の締結からしてそもそも不可能」とするのは、反社該当者との保険契約は「契約継続の困難性」要件を充足することを示す趣旨であろう。

もっとも、「契約の締結からしてそもそも不可能」との記載が、仮に「特別の善意と信義誠実を期待することが到底できない者」との保険契約締結自体がそもそも不可能であり、そのような者との保険契約はそもそも成立し得ないとする趣旨ならば、妥当ではない。保険法は、保険金詐欺を企図して保険に加入しようとする者であっても保険契約の成立自体は否定しておらず、保険契約締結時点で保険金詐欺を企図していたことが契約締結後に判明した場合においても、保険契約が直ちに不成立もしくは無効になるわけではない。保険者による重大事由解除権行使は、成立した保険契約から保険者を離脱させると共に保険制度を悪用しようとする者に対して保険制度を通じた利益を与えないことを可能とするが、保険法は保険制度を悪用しようとする者との保険契約締結自体は否定していない（新約款は反社該当者との保険契約締結自体は否定しておらず、自賠責保険も反社該当者との契約締結を可能としている。）。

保険契約締結前に保険契約申込者が反社該当者であると判明した場合、保険者がその者との契約締結を拒絶する法的根拠は「契約自由の原則」にある。特別の善意と信義誠実を期待

しかし、保険契約において契約関係者に特別の善意と信義誠実が要請されるのは、保険契約が射倖性を有することから保険制度の健全性を害するモラル・リスクを招来する危険があり、これを防止する必要があるからである。対立抗争は暴力団にとっての「縄張や威力、威信の維持回復のための組織的対応」として行われ²⁷、一般市民の安全や社会の平穩に重大な脅威を与えるものである。それ故、暴力団にとって対立抗争が不可避であることは、「暴力団員等が一般市民の安全や社会の平穩に重大な脅威を与える行為を行う高度の蓋然性を有すること」の基礎付けになるだろう。しかし、対立抗争それ自体が保険金の不正請求に向けられたものであるとは言い難く、モラル・リスクと直接の関連性を有する事情とはいえないであろう（ただし、対立抗争状態が生ずることにより渦中にある暴力団員の生命・身体の危険は増大するため、死亡や傷害の発生に関する客観的危険は増加する。この点は引受時のリスク評価の問題として論じられるべきと考えられる。）。

したがって、暴力団が対立抗争を行う可能性を有することから特別の善意と信義誠実を期待できないとして信頼関係の不存在を導くことは、困難である。モラル・リスクと直接の関連性を有しない対立抗争という事情を、モラル・リスクとの関連を問う「信頼関係破壊」要件の判断要素とすることはできないと思われる。

（２）反社排除の社会的要請と「信頼関係破壊」

ア 反社排除の社会的要請は「信頼関係破壊」の根拠となるか

反社属性のみに基づき「信頼関係破壊」要件が充足されるとの結論を導くために、反社排除の社会的要請が存在することを根拠にすることは可能であろうか。

保険法は包括条項に基づく重大事由解除権行使に際し、「信頼関係破壊」要件の充足を求めている。保険法に重大事由解除が規定された趣旨は、「保険契約は保険契約者等と保険者との間の信頼関係を前提とするところ、保険者に保険契約維持を期待することができない場合には信頼関係が破壊されたものとして、保険者の

することが到底できない者については信頼関係を構築できないことをもって、保険契約の成立は不可能であるとの帰結を導くことは理論的に困難である。

²⁷ 最判平成16年11月12日民集58巻8号2078頁参照。

一方的な解除を認める点」²⁸にある。重大事由解除は保険の健全性を害する不正利用事案に対処するために設けられた規定であり、「信頼関係破壊」要件は解除対象となる保険契約において後に不正請求が行われる可能性を前提として考察されてきた²⁹。したがって、保険者の「信頼」は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為（モラル・リスクを招来する行為）を行わないこと」に向けられるのであり、重大事由解除権行使に際しては、このような意味での「信頼関係破壊」が要求されることになる³⁰。それ故、保険者の「信頼」はあくまでも保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わないことに向けられることになる。

しかしながら、保険者は、「反社を保険契約から排除することが社会的に要請されている」から保険契約者等が反社に該当しないことに「信頼」を向けるわけではない。反社排除の社会的要請それ自体は、モラル・リスクとの関連性を有しないのであり、それ故、「信頼関係破壊」要件を基礎づける事情にはならない（それはむしろ、「契約存続の困難性」を基礎づける事情である。）。仮に、保険者が、モラル・リスクとの関連性を問わず、反社排除の社会的要請が存在することをもって保険契約者等が反社に該当しないことに信頼を向けるのだとすれば、そのような信頼は保険法の重大事由解除が想定する「信頼」とは異なるものである。保険法は、暴力団や信念のためには殺人も否定しないテロ集団やカルト宗教団体といった反社会的集団に属することのみを根拠とした重大事由解除権行使を認めてはいない。保険者の「信頼」を広く解したうえで重大事由解除権行使の可否を判断するならば、重大事由解除の濫用に繋がる危険が高まるのであり、モラル・リスクと関連性を有しない事情を「信頼」の対象にすることはできない。

したがって、保険契約からの反社排除が社会的に要請されているという事情は、

²⁸ 落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）』99頁〔甘利公人〕（損害保険事業総合研究所、2009）、山下友信＝米山高生編『保険法解説』563頁〔甘利公人〕（有斐閣・2010）、萩本修編著『一問一答保険法』97頁（商事法務、2009）参照。

²⁹ 藤本・前掲註2）98頁参照。

³⁰ そこで、反社に属する者は「将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行う高度の蓋然性を有する」者であることを前提として、保険者による「信頼」は「保険契約者等が反社属性を有しないこと」に向けられることになり、反社属性のみにより「信頼関係」が破壊されることになると考えるのである。

「信頼関係破壊」要件を充足させる理由にはならないというべきである。

イ 社会規範の変化により保険者との「信頼関係」は変容するのか

政府指針の公表後、社会における反社排除の動きは加速し、社会規範は反社排除に強く傾いた。このような社会規範の変化により、保険者との「信頼関係」は変容するといえるのであろうか。

この点、「契約当事者間の信頼関係は、社会規範の変化とともに変容しうる」のであり、保険契約は「高度な信義誠実と最大善意が求められる結果、社会規範の変化には敏感にならざるを得ない」とし、「政府指針から始まった徹底的な遮断をもとめる反社排除の動きは価値観・規範の転換」であることから、属性のみによる重大事由解除を可能とする見解がある³¹。これは、社会規範の変化により重大事由解除の包括条項の機能が変容し、モラル・リスク排除を超え反社会的団体に属する者一般の排除する機能を有することを許容する趣旨の見解であらう³²。

しかしながら、重大事由解除はあくまでもモラル・リスクを排除するための規定であり、社会規範の変化によりその機能が変容することはないと思われる。重大事由解除における包括条項がモラル・リスクとの関連性なく反社会的団体に属する者一般を保険契約から排除する機能を有するならば、とりわけ保険期間が長期となる保険契約の法的安定性を保つことができないのであり、重大事由解除権の濫用との評価を避けることは困難ではないかと思われる。

重大事由解除の包括条項において社会規範の変化や価値観・規範の転換を考慮して判断すべきは、「契約継続の困難性」要件である³³。保険契約から反社を排除すべきとの政策的要請は「契約継続の困難性」要件の判断要素となるが³⁴、「契約継続の困難性」が認められたとしても、直ちに「信頼関係破壊」要件が充足され

³¹ 天野・前掲註 5) 183 頁参照。

³² 天野・前掲註 5) 183 頁註 24) 参照。

³³ 社会規範の変化や価値観・規範の転換という政策的要請は「契約継続の困難性」要件において評価可能な事情であるが、「契約継続の困難性」要件の充足のみで重大事由解除権を行使することはできない。「信頼関係破壊」要件の充足が重大事由解除権行使の要件であり、保険者の信頼は「保険契約者等が招来においてモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有しないこと」に置かれるのである。

³⁴ 藤本・前掲註 2) 100 頁参照。

るわけではない。保険法は、「契約継続の困難性」の判断において政策的要請の考慮を可能としているが、重大事由解除がモラル・リスク排除という役割を超えて機能することがないよう、歯止めとしてモラル・リスク排除を趣旨とする「信頼関係破壊」要件を設けていると解される。「信頼関係破壊」要件にモラル・リスク排除を超えた機能を与えることは、許されないと考えられる。

ウ 賠償責任保険と重大事由解除³⁵

現在、賠償責任保険における新約款には暴力団排除条項が組み込まれており、賠償責任保険契約からの反社排除を可能としている。一方、賠償責任保険は、加害者が被害者に対して支払うべき損害賠償金を補償する保険商品であり、「被害者保護」という重要な役割を担っている。そこで、反社が加害者となる賠償事故が発生した際には重大事由解除を認める一方で免責を制限することにより、賠償責任保険契約からの反社排除と「被害者保護」のバランスを図っている。

もっとも、現状においては反社該当者に対しても自動車運転免許証が交付されており、反社が加害者となる交通事故の発生は避けられない。仮に、任意の自動車保険から反社が排除されることになれば、対人・対物無保険車両が公道を走行する可能性が増大することになるが、これは「被害者保護」の観点から望ましいことではないだろう。このような事態に対処すべく、今後、反社該当者には免許証を交付しない（自動車の運転を認めない）との対応も考えられる。一方、反社該当者に対して従来どおり自動車の運転を認めることも考えられ、これを前提にした場合、対人・対物補償についてのみ反社該当者の自動車保険への加入を認めるという約款改定を行うことも考えられる（車両保険、人傷傷害補償保険については排除を維持する。）。後者を採用する場合、自動車保険の対人・対物補償への反社加入と重大事由解除権との関係はどのように考えるべきであろうか。

この点、反社該当者はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有するとの立場においては反社属性のみで「信頼関係破壊」要件の充足が認められるとともに、

³⁵ 藤本和也「賠償責任保険からの反社会的勢力排除における課題」金融法務事情 2009 号 39 頁参照。

保険契約からの反社排除の社会的要請が存在することから「契約継続の困難性」要件の充足も認められる³⁶（保険者に重大事由解除権の行使が認められる。）。しかし、反社該当者にも自動車の運転を認めることを前提とした上で「被害者保護」の観点から反社該当者の自動車保険における対人・対物補償への加入を認める旨の社会的コンセンサスが生じるのであれば、この範囲で「契約継続の困難性」要件の充足が認められないことになると考えられる。この場合、「信頼関係破壊」要件は充足されるが、「契約継続の困難性」要件は充足されないことから、保険者は重大事由解除権を行使することができないとの帰結になる³⁷。

このように、被害者保護の観点から反社該当者の自動車保険における対人・対物補償への加入を認める旨の社会的コンセンサスが確立されたといえる場合には、保険者は重大事由解除権を行使することができないと考えられる。ただし、このような社会的コンセンサスは、明確性確保の観点から、反社該当者であっても対人・対物保険には加入できる旨の約款変更によって明らかにされるべきである。もっとも、反社該当者の対人・対物保険加入を許容した場合であっても、保険契約者等が反社に該当する以上、それらの者がモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有することには変わりはない。如何にしてモラル・リスクの招来を防止するのかについて、工夫が求められることになる。

（3）公序良俗違反と「信頼関係破壊」

保険契約からの反社排除の根拠を重大事由解除に位置づけた場合、保険契約者等が「公序良俗に反する集団に属する」ことをもって「信頼関係破壊」要件の充足を認めることができるであろうか。ここでは保険者との「信頼関係」に公序良俗違反という観点を持ち込めるのか否かが問題となる。

この点、反社は公序良俗違反の存在であり、保険者は公序良俗違反の存在と保

³⁶ 藤本・前掲註2) 98頁以降参照。

³⁷ 潘・前掲註5) 28頁註47) は、「例えば、暴排条項が導入されていない自動車の対人賠償保険のような保険契約については、被害者保護のためのものであるから、信頼関係破壊とならないと説明することになるかもしれないが、論理的な整合性が問われる。」とするが、本文のように、むしろ「契約継続の困難性」の要件を充足しないと説明することになると思われる。

険契約を締結する意思を持たないことから、保険者の保険契約者等に対する「信頼」には「保険契約者等が公序良俗に反する集団に属していない」ことも含まれると考えるならば、反社属性の存在をもって「信頼関係破壊」が認められることになる。もっとも、このように考えた場合、反社属性とモラル・リスクとの関連性を前提とすることなく端的に保険契約者等が公序良俗違反の集団に属することをもって「信頼関係破壊」要件の充足を認める点が問われることになる。

たしかに、如何なる場合に信頼関係が破壊されたと判断すべきかについては解釈に委ねられているところであり、包括条項における「信頼」を上記のように捉える余地はある。しかしながら、そもそも保険法における重大事由解除はモラル・リスクの排除を可能とするために設けられたのであり³⁸、反社属性とモラル・リスクの関連性を問わずして、「公序良俗に反するところの反社属性を有しないこと」自体が「信頼」の内容に含まれると考えるべきではない。あくまでも、保険契約者等に対する「信頼」は、保険契約者等が「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有しないこと」に向けられていると考えるべきである。保険契約者等が暴力団に属する場合には保険金詐欺による違法な保険金取得を行う高度の蓋然性を有する点を捉えて保険契約から排除するのであって、暴力団が公序良俗に反する存在であるという点を捉えて重大事由解除権を行使するわけではない。保険者の「信頼」は「保険契約者等が公序良俗に反する集団の構成員であるか否か」という点には向けられていない。保険法における重大事由解除規定は、あくまでもモラル・リスクを排除することを目的とした規定であり、公序良俗に反する者一般を保険契約から排除する機能を有してはいない。したがって、保険契約者等が「公序良俗に反する集団に属する」という事情だけで「信頼関係破壊」要件は充足されないのであって、契約者等が「公序良俗に反する集団に属する」ことをもって「信頼関係破壊」要件の充足を認めることができない。

なお、暴力団等の反社の存在自体が公序良俗に反すると評価するのであれば、反社属性とモラル・リスクとの関連性を問わず、別原理である公序良俗違反（民

³⁸ 藤本・前掲註2) 96頁および98頁参照。

法90条)を根拠に保険契約を無効とする余地はあるのかもしれない³⁹。もっとも、もともと公序良俗違反は個別の法律行為について問われてきたのであり、法律行為を行った者が一定の属性を有する事実をもって公序良俗に反すると評価されたことはなかったのではなかろうか。反社の代表たる暴力団については、現在のところ暴力団を結成すること自体が法で禁じられているわけではなく、あくまで違法な資金獲得活動や一般市民を巻き込む可能性のある対立抗争を行う点が問題とされているのである。暴力団の存在自体が法により禁圧され違法化されている等の事情が存在するのであればともかく、そのような事情が存在しない現状においては、暴力団員であること自体を公序良俗違反と評価することは困難であり、暴力団員が行う法律行為を一律に公序良俗違反であると評価すること更に困難であると思われる。保険契約を「反社属性を有することのみをもって公序良俗違反により無効とする」ためのハードルは高い。

3. 反社属性のみに基づく重大事由解除権行使を認める際に検討すべき問題点

(1) 新たな見解

³⁹ 「公序良俗違反による保険契約の無効」については、山下友信『保険法』228頁(有斐閣・2005)参照。もっとも、「公序良俗違反による保険契約の無効」は、あくまでも「不正請求対策としての法律行為規定の適用」のひとつとして論じられていることに注意を要する。

なお、潘・前掲註5)24頁は、「保険約款でも、保険契約者の解約に関する規定と並べて、暴排条項に基づく保険者の解約権を別途設ける余地もあったように思われる。」とし、「独立の解除権として定められた場合には、保険者に対する信頼破壊の有無を問題にすることなく解除権行使が可能となるので、解釈論上疑義を生ずる余地もなくなる。」とする。暴排条項は告知義務違反解除や危険増加解除に位置付けた場合の難点を考慮のうえで重大事由解除に位置付けられたが(藤本・前掲註2)95頁参照)、たしかに、このことにより暴排条項を「独立した解除規定として定める」余地が否定されるわけではないであろう(潘・前掲註5)25頁註40)参照。)

もっとも、仮に、公序良俗違反を背景として暴排条項を設けるのであれば、反社属性を有すること自体が公序良俗に反することを示す必要がある。保険者と契約者との合意を背景として暴排条項を設けるのであれば(特に、新たに設ける暴排条項の内容が保険契約関係からの離脱を認めるのみならず、免責を認めるのであれば)、そのような合意が保険法上どのように正当化されるのかを明らかにする必要があるだろう。反社が保険契約から得る最大の利益は保険金である。保険契約者等の属性判明時点において保険事故が発生していた場合、免責を認めない限り保険料に比して高額な保険金が反社の手になることになる(これが銀行預金と異なる点である)。このような帰結を是認するのであれば、保険契約から反社を排除し反社の資金源に打撃を与えることは困難となる。一方、保険料に比して高額な保険金を受け取ることが可能となる保険契約の特殊性を考慮し、反社に保険金が渡ることを阻止し反社の資金源に打撃を与えるべく免責という厳しい効果を認めるのであれば、暴排条項を重大事由解除とは異なる独立解約・解除権として位置付けたとしても、片面的強行規定である重大事由解除規定に抵触しないか否かを中心とした保険法上の許容性が問われるであろう。

近時、「反社会的勢力排除条項は、信頼関係の破壊で説明するか、あるいは片面的強行規定に抵触しない重大事由と説明するかの立場は分かれようが、重大事由による解除を基礎にその有効性を基礎づけられるものと思われる」として、属性のみに基づく解除の有効性を基礎づけるための理由付けが示された⁴⁰。①信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しいとの説明、②契約締結段階での反社会的勢力該当の隠匿は他保険契約の告知義務違反と平行な理由により包括事由に含まれる一方、契約締結途中での反社会的勢力に該当する場合は信頼関係の破壊に該当するとの説明、③包括条項に含まれるという基礎付けよりはむしろ、信頼関係破壊を基礎とする包括条項に直接には該当しない重大事由であるが、保険契約を締結することがあり得なかった者が保険契約者・被保険者・保険金受取人である以上、これらとの契約関係を解消する約款条項が重大事由による解除の片面的強行規定には抵触しないとの説明である。

以下、これらの説明に含まれる重大事由解除条項の機能や限界に関わると思われる論点につき検討を行う。

(2) 反社との「信頼関係」形成は不可能か

保険者は反社に対して「信頼」を向けることができないのであり、そもそも保険者は反社該当者との信頼関係を形成することは不可能であるとして、属性のみで「信頼関係破壊」を認めることは出来るであろうか。

反社との信頼関係形成が不可能であることを前提とする見解として、反社該当者は保険者が「信頼関係を形成する意図を一切有さず、保険契約を締結することもない者」であるとしたうえで重大事由解除の包括条項に基づき属性のみで解除を可能とする見解⁴¹、および、「保険者は、暴力団員など反社に属する者に対し、

⁴⁰ 落合誠一監修・編著・前掲註5) 177頁および178頁〔榊素寛〕参照。なお、榊教授は「反社会的勢力該当を重大事由とすることは信頼関係形成が不可能である点で基礎づけられる」とされる(榊素寛「共済契約者が反社会的勢力に該当する場合における共済契約の公序良俗違反と錯誤」ジュリスト臨時増刊『平成26年度重要判例解説』118頁参照)。

⁴¹ この見解は、信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しいと説明する。「反社会的勢力に該当する者は、1号や2号に直接匹敵する事項であるというよりは、保険者が信頼関係を形成する意図を一切有さず、保険契約を締結することもない者に該当することを意味するのであるから、そもそも保険者との間に信頼関係を形成することはできない立場にある」とし、「反社会的勢力該当は、契約締結当初から該当していた

信頼関係をそもそも構築できない。したがって、両者の間には『信頼を損ない』以前に『信頼関係は存在せず』、『契約の存続は困難』どころか『契約の締結からしてそもそも不可能』という帰結になる」ことから「既存保険契約においても属性のみで解除できると解することが理論的帰結」とする見解⁴²が挙げられる。

たしかに、保険契約からの反社排除が社会的に要請される状況下において、保険者と反社該当者が「相互に信頼しあっているという一般的な意味での信頼関係」を構築することは不可能であろう。しかしながら、属性のみに基づく重大事由解除権行使の可否という文脈で問題となるのは、「信頼関係破壊」要件における「信頼」の存否についてである。保険法に重大事由解除が規定された趣旨は、「保険契約は保険契約者等と保険者との間の信頼関係を前提とするところ、保険者に保険契約維持を期待することができない場合には信頼関係が破壊されたものとして、保険者の一方的な解除を認める点」にあった。重大事由解除は保険の健全性を害する不正利用事案に対処するために設けられた規定であり、「信頼関係破壊」要件は解除対象となる保険契約において後に不正請求が行われる可能性が前提とされている⁴³。したがって、保険者の「信頼」は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為（モラル・リスクを招来する行為）を行わないこと」に向けられているのである。保険法の重大事由解除規定は、保険者の保険契約者等に対する「信頼」が保険契約成立後に破壊されることをもって、「信頼関係破壊」要件が充足されるとの構成を採用しているが、そもそも反社との信頼関係形成が不可能だとした場合、このような保険法の構成に反する可能性がある。「信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しい」との説明も考えられるが、一旦形成された信頼関係が後に破壊されるとの構成を採用する保険法との整合性が問われると思われる。

例えば、保険金詐欺の常習者が保険金詐欺を企図して保険に加入する場合、こ

にせよ、契約締結後に該当するに至ったにせよ、信頼関係破壊そのものではないけれども、契約を存続させる前提である信頼関係の不存在になる点が共通することを理由に、包括条項に該当する」との帰結を導く（落合誠一監修・編著・前掲註5）177頁〔榊素寛〕参照。）。信頼関係はそもそも形成されないため、後に破壊されることはないとの認識を前提とする説明であろう。

⁴² 天野・前掲註5）参照。

⁴³ 藤本・前掲註2）98頁参照。

の者はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有していることから、保険者は信頼関係を形成する意図を一切有しておらず、保険契約を締結することもない者であるといえよう（実際、保険契約の申込者に保険金詐欺の疑いがある場合には、保険者もしくは代理店は引受を謝絶することになる。）。このような者は、「そもそも保険者との間に信頼関係を形成することはできない立場」にあるといえるが、保険法は保険金詐欺の常習者のようなモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する者が保険契約者等になることを前提に重大事由解除条項を設けたのであって、重大事由解除権行使は保険契約成立後の問題と整理されるのである。保険法は、モラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する者との間においても、「将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わない」という信頼を基礎とした保険契約の成立を認めており、保険契約成立後にそのような信頼を覆す事情が判明したことをもって、「信頼関係破壊」を認めるのである。反社との「信頼関係形成」が不可能とする理解は、保険法が想定するところと異なるのではないかと思われる。

以上のとおり、敢えて信頼関係の形成が不可能であると説明する必要性はない。「信頼関係破壊」要件における保険者の「信頼」は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為（モラル・リスクを招来する行為）を行わないこと」に向けられるのであり、この範囲においては保険者と保険契約者等との「信頼関係」は観念しうる。

（３）保険契約締結時点において契約者等が既に反社に該当していた場合に「信頼関係破壊」は生じないか

保険契約締結時点において契約者等が既に反社に該当している場合も考えられる。このような場合、既にモラル・リスクを招来する高度の蓋然性が存在する以上、信頼関係が存在しないことから「信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しい」と説明する必要があるだろうか。

保険法は、重大事由解除権行使するに際して、30条・57条・86条の1号ないし3号に該当する事由の存在を必要としている。例えば、自動車保険におい

て保険金詐欺を企図する者が保険に加入したものの未だ保険金詐欺を実行していない場合、未だ30条1号もしくは2号に該当する事由が保険者に明らかになっておらず、1号または2号に基づく重大事由解除権の行使はできない。この理は3号についても同様と考えられるのであり、重大事由解除権を行使するためには保険制度の健全性を害する事情が保険者に明らかとなることが必要となろう（保険制度の健全性を害する事情の存在を保険者が知らない段階においては、重大事由解除権行使の契機すら存在しない。）。そこで、保険契約締結時点において契約者等が既に反社に該当していた場合についても、保険契約締結後に反社属性が保険者に明らかになった時点において「信頼関係破壊」要件が充足されると理解すれば足りると思われる。

以上より、保険契約締結時点において契約者等が既に反社に該当していた場合について、敢えて「信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しい」と説明する必要はない。

なお、反社該当者が属性を秘して保険契約締結の申込をした場合、保険者は契約締結時に属性が判明していたならば引受を謝絶するが、保険契約締結時に反社該当者との保険契約締結を拒絶する法的根拠は「契約自由の原則」にあり、重大事由解除権にはない。契約締結当初から反社に該当している者については、反社該当者がモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有すること、保険契約からの反社排除に関する社会的要請、募集者や従業員等の危険性等の諸事情を総合的に考慮し、反社該当者が保険契約を締結・維持する相手方として不適切であると判断し、契約自由の原則を根拠に契約締結を拒絶するのである。

（４）反社属性に関する虚偽告知や表明確約違反は「信頼関係破壊」要件の充足に必要か

「信頼関係破壊」要件が存在するというためには、反社属性に加えて契約申込者が反社属性に関する虚偽告知を行った事実や表明確約違反の事実等の事情は必要となるであろうか。属性のみでは「信頼関係破壊」要件の充足に不十分である

と考えた場合、属性に加えて何らかの帰責性を付加することが考えられる⁴⁴。

すなわち、契約締結時点において保険契約者に反社属性に関する告知や表明確約を求め、反社非該当との告知や表明確約が行われたうえで保険契約が締結された以上、保険者は当該告知や表明確約を背景に「契約者等が反社属性を有しないこと」を前提として信頼関係を形成することになる。後に、保険契約者等が契約締結時点で反社に該当していた事実が判明したならば、その時点で反社属性に加えて虚偽告知や虚偽の表明確約がなされた事実が明らかになり、信頼関係形成の基盤が失われ保険者と保険契約者等との信頼関係は破壊される。このような考え方は、反社属性に加えて反社該当性の不告知もしくは表明確約違反という反社該当性に関する帰責性を要求することにより、重大事由解除権行使の正当化を試みるものといえよう（なお、契約締結後に反社該当性が生じた場合については、契約締結後に保険契約者等が自らの意思で反社該当者となり、契約締結時点における反社非該当という信頼関係の前提を損なった点を帰責性と捉えることが可能かもしれない⁴⁵）。

もっとも、「信頼関係破壊」要件の充足に属性に加えて一定の帰責性を必要とするならば、例えば、契約締結時点において保険者が告知書等で反社該当性についての告知を受けなかった場合、反社属性が判明しても信頼関係破壊が認められないことになる。しかし、これでは告知や表明確約が無い限りモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有する反社該当者を保険契約から排除することができず、保険制度の健全性が害されてしまいかねない。また、反社該当性は保険引受時の危険判定に関わる事情として告知事項となり得ることを認めるのであれば、虚偽

⁴⁴ このような考え方として、「契約締結段階での反社会的勢力該当の隠匿は他保険契約の告知義務違反と平行な理由により包括事由に含められる一方、契約締結途中での反社会的勢力に該当する場合は信頼関係の破壊に該当する」との説明が挙げられる（落合誠一監修・編著・前掲註5）178頁〔榊素寛〕参照。）。この説明は、「契約締結時に反社会的勢力非該当を告知書等で確認していた場合であれば・・・、契約締結時に反社会的勢力非該当と虚偽の回答をして契約を締結したのであれば、信頼関係形成の基礎に対して虚偽の回答をして信頼関係を形成したのだとしても虚偽が発覚した時点で信頼関係が破壊されることになる一方。（ママ）契約締結後に反社会的勢力に該当することになった場合には、反社会的勢力非該当であることを前提に形成してきた信頼関係が破壊される」との理解を前提にしている。

⁴⁵ 契約締結時点においては保険契約者等が反社に該当しておらず、後に反社該当者となった場合、その時点で反社に該当した旨を保険者に告知させることも考えられるが、あまり現実的ではないように思われる。

告知や表明確約違反は重大事由解除ではなく端的に告知義務違反解除において評価すべきであろう。一方、反社該当性は危険に関する事実とは限らないのであり告知義務の対象にすることは難しいと考えるのであれば⁴⁶、虚偽告知や表明確約違反という事実が「信頼関係破壊」を導く根拠、すなわち保険者と保険契約者等との「信頼関係」の内容を明確にされなければならないであろう⁴⁷。

反社該当者はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有するとの前提に立つのであれば、反社属性のみで「信頼関係破壊」を基礎づけるに十分である。このことは反社該当者が契約締結時点において属性に関する虚偽告知や表明確約違反を行ったか否かによって左右されない。契約締結時点において保険者に対して属性に関する虚偽告知や表明確約違反を行ったという不誠実行為を「信頼関係破壊」を判断する要素とする必要はないであろう。反社属性がモラル・リスクと関連性を有する限り、重大事由解除権行使に際して反社属性に関する告知や表明確約は不要である。

なお、契約締結時に保険契約者が反社に該当に該当しない旨の虚偽告知や表明確約を行っていた場合、これらは保険者の契約相手選定に関する意思表示の動機や要素に該当し、錯誤や詐欺を基礎付ける事情になると考えられる。反社該当者との保険契約につき錯誤無効や詐欺取消を主張する観点からは、反社属性に関する告知や表明確約を求めることには十分な意味があると考えられる。

4. おわりに

反社属性のみに基づく重大事由解除権行使の可否および限界を考察することは、重大事由解除権の機能と限界を問うことに他ならない。重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理については、依然として未解決の問題点が残されている。更なる議論の深化が求められている。

(筆者は弁護士 共栄火災海上保険株式会社勤務)

⁴⁶ 落合誠一監修・編著・前掲註5) 178頁〔榊素寛〕、潘・前掲註5) 28頁註46) 参照。

⁴⁷ 潘・前掲註5) 28頁は、「反社会的勢力非該当との虚偽の回答をして契約を締結した場合には、当該虚偽回答が発覚した時点で信頼関係が破壊されたとして、重大事由解除を認めるのは、1つの考え方としてはあり得るように思われる。」とする。